

平成28年度 第2回図書館協議会会議 会議録

日 時 平成28年9月2日(金)13:30～15:15

会 場 恵庭市立図書館 本館 会議室

出席者:(委員) 会長ほか委員6名

(事務局) 教育部次長・図書課長・主査2名

1. 開 会

2. 挨拶

(協議会会長挨拶)

(教育部次長挨拶)

3. 協議

図書館の指定管理者の導入に関するアンケート結果と市立図書館指定管理者制度導入概要について
(事務局説明)

質疑

A委員 配布資料のアンケートの統計は、世論調査で用いられているRDD方式に準じたデータ収集になっているのか。アンケート回答者は公平性を期して選択しているのか。データを収集する際には、誰からも批判をされることのない方法で収集しなければ、公平性を失う可能性がある。

事務局 アンケートの実施方法としましては、普段から図書館を利用されている方を対象として、約一週間アンケートを採取した結果でありますので、信憑性が全くないということはないのではないかと判断しています。

A委員 無記名のアンケートであるから、一人が複数の回答をすることもできるのではないかと。

事務局 アンケート用紙につきましては図書館に設置した分もありますが、回答をいただいたものについては図書課職員が来館者に直接手渡したものが大半となっております。

B委員 アンケートの方法をふまえ、A委員はアンケート結果に信憑性がないとお考えであるのか。

A委員 そうではない。ただ、アンケートが100パーセント正しいという考えに基づいて説明を行うべきではない。

C委員 前回の図書館協議会で配布されたスケジュールには、アンケート実施は含まれていなかった。5月の市民説明会で行われたアンケートに加えて今回のアンケートを行った経緯を説明していただきたい。

事務局 この市民アンケートにつきましては当初は予定していなかったものであります。以前行いました市民説明会のアンケートにご回答いただいたのは、自ら市民説明会に参加した方々でした。図書館を通常利用される方のニーズを調査した結果が今回のアンケートになります。今回のアンケート結果と本日の図書館協議会の会議内容をふまえ、9月7日に市民説明会を開催し、再度市民の皆様はこのアンケートの内容についてご説明をいたします。

A委員 アンケート等で反対者が何割いた場合に、指定管理者制度を撤回するのか。

事務局 何パーセントの反対があったから撤回する、というのではなく、アンケート結果の背景に何が課題としてあるのか把握し、反対意見の問題となったところをどのように整理したらよいのかを考えて進めるべきであると考えています。

A委員 反対意見があったとしても、そこにある課題を次の段階までにクリアするという考え方をもって、平成29年度には指定管理者制度を導入するというイメージでよいのか。

事務局 恵庭市民の皆様が読書のまちとして図書館をしっかりと利用していただけるように、行政として責任を持って進めてまいります。このアンケートが絶対というわけではなく、市民の皆様のご意見を示すデータとして捉えていただければと思います。

D委員 配布資料1のカラーページの部分について、行政と指定管理者の「協働・連携」のイメージは、具体的にはどのようなものであるか。

事務局 ボランティア研修・育成や活動の場を求められた際に、ボランティアと指定管理者で話し合う場を作り、関わりあっていきたいと考えております。高校ブックラインやブックステーションにつきましては、行政が広域的な調整をさせていただきます。読書推進にかかる業務内容につきましては、行政だけで考えるのではなく、指定管理者と関わっていきたいと考えております。また、図書館協議会につきましては、指定管理者の出席が必要であると考えています。それに加え、毎月一度から二度、指定管理者が事業報告を行い、行政と調整会議を行う場を設けるようにいたします。選書・除籍につきましては、市の承認を経て行うことを考えております。図書館ボランティアの育成、ボランティア講習会の開催等の企画については、指定管理者の担当となります。市の職員4名で役割を分かち合い、補完しあうような関係で進めていきたいと考えています。

E委員 学校図書館司書は市の職員として残るのか。また指定管理者制度が導入された場合、学校図書館司書がシステムのアクセス等で制約を受けるのではないのか。

事務局 学校図書館司書は市の職員として残ることとなります。今後も変わりなく、現在の体制を継続する予定となっております。システム管理はこれまでどおり市が行ってまいりますので、現状と全く変わらない状態となります。

E委員 学校司書が学校教諭から図書資料の団体貸出を求められた場合、現在はどうに対応しているの

か。

事務局 図書課に学校図書館を管理している職員がいますので、担当職員から窓口業務委託業者へ連絡し、学校へ配本するという形になっております。学校図書館は今後も市直営となりますので、それらの対応に関しては、今後も同じ形式をとっていきます。

C委員 指定管理者制度について最も懸念されているのは、ボランティア関係者がほぼ反対している、あるいはボランティア関係者の心配の声が多いという状況である。ボランティア関係者にはどのような手立てをとって説明を行ってきたのか。説明会のようなものは行っていたのか。

事務局 昨年度3月に公共図書館・学校図書館ボランティアの方々に集まっていただき、ボランティア交流会を開催いたしました。交流会では、市から指定管理者制度について説明させていただき、沢山のご意見・ご要望をいただきました。ボランティアの皆様は反対というより不安の声が大きいに聞いておりました。先ほども申しましたとおり、今後も課として職員を残し、更に読書推進を進められるような体制をとりたいと考えております。その中ではボランティアの皆様との関わりが当然ありますので、指定管理者と連携しながら益々活動がしやすいような形を目指すことを、説明させていただいております。9月7日には市民説明会を開催いたしますが、9月13日にも、ボランティアの皆様へ説明をさせていただく機会を設けております。

C委員 今回のアンケート回答者の大半は、ボランティア活動に関わっていない図書館利用者であるが、賛成意見の中にボランティア関係者の意見が含まれているのか不安に思っていた。しかし今回回答にあったとおり丁寧に説明しているならば、ボランティアの反応も軟化しているのではないかと思う。

事務局 指定管理者制度導入に反対している方々がいる一方で、丁寧に説明を続けた結果、当初は反対だったが今は賛成している、という方もいらっしゃいます。指定管理者制度導入によってボランティア活動が制限されないこと、ボランティアの学習の場・活動の場としての図書館がこれからも変わらないことをそれぞれのボランティア団体に説明していきながら、皆様の活動が、民間の活力を導入して拡大することがあっても、停滞することのないようにすることが必要であると思います。学校図書館のボランティアについては市がこれからも関わっていきますが、市立図書館のボランティア団体については、市と指定管理者の連携・協働の部分で活動の機会を提供したいと思っております。今回のアンケートでは、恵庭市民の意見をより広く聞かせていただきました。誰が運営していくかという運営形態よりも、望ましい読書環境について答えて下さったように思います。そのようなことも含めて、私たち職員としては、ひとつひとつ丁寧に説明をしながら進めていきたいと思っております。

B委員 指定管理者制度導入後のイメージがまとまらない。指定管理者制度を導入するコンセプト・目的がわからない。経費削減は行政全体の中で図書館に課されたものであり、図書館の本来のあり方を縛っているのではないか。本来であれば、図書館の充実のためにはより多くの経費が必要であると考えます。

事務局 今回指定管理者制度に移行すると、市の職員数が半分になります。そういったことから経費の削減効果が生まれますが、市民の皆様が望む「開館時間・開館日の拡大」「図書資料の充実」「施設環境の充実」の三つに、削減した分の経費をつなげていきたいと考えています。市の財源では経費を増額するこ

とが難しい現状ですが、こういった工夫を担当部署で行えば、経費削減の部分は市民サービスの向上につなげることができるのではないかと、考えております。

B委員 指定管理者制度導入後の職員数と資格を、具体的にお聞きたい。

事務局 現在の窓口委託職員は、本館・分館を合わせて18名おります。指定管理者には、図書館専属の館長、さらに庶務を担当する職員を積算しています。現在の窓口委託の仕様書では司書職を窓口職員の50パーセント以上とするように定めてありますが、現在60～70パーセントの有資格者が窓口に配置されています。ですからその水準は守るような形の仕様書にしたいと考えております。

B委員 指定管理者選定の主体はどこであるか。また、応募者の資格はどうなっているのか。

事務局 各業者の提案を採点し最優秀の事業者を選択するまでは、所管課の担当となります。選定方法としては、プロポーザル方式をとります。事業者を選定した後、恵庭市の指定管理者候補選定委員会の審査を受けます。選定委員会で候補事業者が認められた後、選定結果を議会に提出します。議会で承認をいただいて初めて、指定管理者として決定されたこととなります。事業者選択については、行政が仕様書を業者に提示し、仕様書の内容に加えて可能なサービスやアイデアの提案を、市が採点するという形式をとります。応募者の資格については、法人格を持つ団体となっております。

A委員 市の事業効率化による経費削減が図られているが、人件費への影響はないのか。経費削減があるということは、どこかでデメリットが働いているということをよく理解するべきである。また、資料の充実、快適な読書環境の充実とは、具体的にはどういうイメージのものであるか。

事務局 市が持っている予算の内、必要経費を積算したものを指定管理料として業者に渡しますが、民間ならではの柔軟な発想で業務の効率化を図ることによって、経費が削減されるかと思います。設備や備品を立派にするということではなく、図書館利用者がくつろいで読書ができる環境づくりの工夫が指定管理事業者からあった場合、市はそれをひとつの提案として受け止める姿勢でいます。

A委員 資料充実とは、レファレンスのことか。

事務局 レファレンスではなく、図書館に豊富な資料を設置することです。サービス向上の具体的な内容については、指定管理者制度導入後の重要な事柄として市としても捉えていますので、業者の工夫を、提案としてしっかり受け止めようと考えています。

A委員 一人の意見のためにサービス向上等を求めているのは困難ではないか。

事務局 私たち図書館を担当している職員は、市民一人一人を見てこれまでのサービスを行ってきました。市民一人一人の意見を大事にしてきた結果が、現在につながっていると考えています。特定の個人の意見を聞くということはいたしません、今後も継続していくべきだと思っております。

A委員 指定管理者は市と対等の関係になる。市の職員がしっかりしなければ、今の説明にあったような、一人

一人の意見を尊重する姿勢が軽視されていくかもしれない。

事務局 恵庭市には図書館条例に加え、10年間の読書推進計画があります。指定管理事業者は、条例と計画をふまえた上で図書館を運営していくことになります。図書館運営が条例・計画から逸脱するようなことにはならないよう、市の職員が課体制として残るということになっております。また、指定管理で図書館の担当者が課として残るという例は、北海道では恵庭市が初となります。

A委員 初の試みであるからこそ、職員は覚悟を持って職務に臨まなければならない。

F委員 恵庭市には図書に関する条例がある。この条例を制定した際にも、図書館協議会は図書館職員と共にあった。これは恵庭市民のために真剣に作った条例である。これだけの歴史を積み重ねてきた恵庭市が指定管理者に利用されてしまうということはないと私は信じている。

事務局 市民の今までの意見をふまえ、今後も覚悟を持って臨んでいきたいと思います。恵庭市の読書推進計画に基づいて、市と指定管理者が連携していくことを考えております。

C委員 指定管理者制度導入後の運営の方法について、市民から不安や反対意見が寄せられているが、それら一つ一つに真摯に向き合い落ち度なく取り合ったことに、敬意を表したい。ただ、課として4人残るわけであるから、市の職員にはしっかりとやってほしい。

F委員 図書館をここまで育てた市の職員の思いを、私たちは強く感じている。財政の都合で指定管理者を導入するというような、簡単な思いでは決してないだろう。私たちも恵庭市民として図書館を誇りに思っ、共に歩んでいきたいと考えている。直営では限界があり、よりよい図書館を目指すために指定管理者制度へ移行するのであると受け止めている。

E委員 指定管理者の図書館長が、教育委員会等の議論の場に参加する見通しはあるか。

事務局 図書館協議会、図書館担当課と指定管理者の協議の場には、図書館長が出席することが考えられます。しかし、新しい図書館長は行政職員ではありませんので、行政組織内部での会議には出席いたしません。

E委員 教育委員会と図書館との乖離が懸念される。

事務局 そのようなことがないよう、課制として職員が4名残ることとしております。図書館の管理運営は指定管理者にお任せいたしますが、市職員が常に指導監督をしております。図書館を担当する四人の市職員が、教育委員会と図書館との連携・連絡を行います。

E委員 教育委員会の今までの方針通り、図書館が運営されていないことが懸念される。図書館長と行政スタッフの連携が上手く保たれるようにすべきである。

事務局 図書館長と行政の円滑な連携のために、課として専属の職員を残し、読書推進、学校図書館の活動、

指定管理者の指導監督を行う形となります。教育委員会への出席は、指定管理者制度導入後も図書館の担当課長が出席いたします。校長会、教頭会等に出席するのも担当課長となります。

A委員 E委員は、民と官の間でなんらかの形でトラブルが発生することを危惧しているのではないかな。

C委員 図書館長は、行政の担当課の上司になるわけではない。図書館長が自分の権利を振りかざすようなことはないのではないかな。

B委員 図書館協議会委員としても、しっかりと目配りをしていきたい。

事務局 指定管理者制度導入が市の行政改革推進計画の中に掲載されて以来、10年が経過しております。窓口業務の委託が大いに効果を上げている中で、次の段階として指定管理者制度導入を検討しているところであります。図書館協議会の皆様方からいただいたご意見が、市民の皆様の意見に最も近いと考えております。配布資料中の説明は非常に簡素なものとなっておりますが、今までにいただいたご意見、ご心配をどのように対応、解決していけばよいのか検討した結果がここに凝縮されております。今後、第3回定例会で決定されることを皆様にご報告申し上げますので、そのときにまたご意見をいただければと思います。よろしくお願いいたします。

4. その他・情報交換

高校ブックラインサービス紹介
(事務局説明)

意見等

C委員 図書館協議会でも、いずれ学校図書館等の見学する企画があればよいかもしれない。

A委員 このように他に例を見ないような試みを、全道の中でもトップランナーとして進めてほしい。若い頃の本との出会いは大切である。

かしわのもりブックステーション紹介
(事務局説明)

9月7日市民説明会案内
(事務局説明)

(協議会会長挨拶)

(15 時 15 分 終了)